

「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等の 一部改正について

I 改正の目的

今般、日本証券業協会において、複雑な仕組債等の販売勧誘に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正が予定されている(令和5年7月1日付改正予定)ことを踏まえ、本会の「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」等について必要な改正を行うこととする。

II 主な改正の内容

(1) 「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」の一部改正

店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について、1年以内に同種の投資信託を販売する場合であっても、契約を締結しようとする都度、注意喚起文書を交付することとする。

(第5条の改正)

(2) 「広告等に関するガイドライン」の一部改正

複雑な投資信託に係る表示等について、以下の内容を追加する。

- ① 投資信託の名称の前方に「複雑な投資信託」と表示し、名称近くにリスク特性を表示すること及び留意事項
- ② 「複雑な投資信託への投資が向かない顧客の属性」等の表示及び留意事項
- ③ 商品スキーム(ロックイン・ロックアウト条件等)の表示及び留意事項 等

(第2部Ⅱ. 1(3)の改正)

(3) 「「店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則」及び「受益証券等の直接募集等に関する規則」に係る考え方」の一部改正

日本証券業協会の関係ガイドラインとの平仄(Q&A形式の一部改訂)のほか、「合理的根拠適合性の考え方」に係る「導入の背景・趣旨」、「合理的根拠適合性の検証」、「社内教育等の検討」の内容整理など、所要の改正を行う。

III 実施の時期

令和5年7月1日から実施する。

以 上